

日本臨床発達心理士会長野支部 役員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、「一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構 日本臨床発達心理士会長野支部規約」(以下、「長野支部規約」とする)第10条第8項に基づき、同第1項に定める役員の選出方法を定めることを目的とする。

(支部長、副支部長及び事務局長の選出方法)

第2条 長野支部規約第10条第1項に定める役員のうち、支部長1名、副支部長2名、事務局長1名(以下、「支部長等」とする)は、支部会員の直接選挙により選出する。

第3条 支部長等は、次の手順で選出する。

- 2 事務局は長野支部会員の中から自薦を募り、支部長等候補者とする。
- 3 立候補は定められた期間の中で行う。
- 4 立候補者が4名に満たない場合は、推薦を受け付ける。
- 5 候補者が4名の場合は、総会において承認を受け決定するものとする。
- 6 候補者が4名を超えた場合は、候補者の選挙により4名を選出する。

第4条 支部長・副支部長・事務局長の決定は選出された4名の互選による。

第5条 支部長・副支部長・事務局長に欠員の出た場合は、他の支部長等3名が協議し、支部理事の中より補欠者を指名する。

(選挙管理委員会)

第6条 支部長等選出において、第3条第6項による選挙となった場合、すみやかに選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会は、支部長の指名により、長野支部役員の中から支部長等選挙の候補者となっていない支部役員複数によって組織する。
- 3 選挙管理委員会は、支部長等選挙における所定の投票用紙配布、回収、開票など管理事務全てを行う。
- 4 選挙に関わる報告は選挙管理委員会の責任において行う。

(選挙方法)

第7条 支部長等の選挙は、所定の投票用紙を用いて支部長等候補者の中から2名連記無記名投票で行う。

- 2 得票数の多い上位4名を支部長等として選出する。

3 得票数第4位の候補者の得票数が同数であった場合、登録番号の若い者を当選とする。

(幹事の選出)

第8条 長野支部規約第10条第1項に定める幹事は、支部長が副支部長・事務局長と協議し、支部長等の中から指名する。

(支部理事の選出)

第9条 長野支部規約第10条第1項に定める支部理事は、支部長が副支部長・事務局長と協議し、居住地域、職種等を考慮の上、支部会員の中から指名する。また、支部理事に欠員が出た場合の補欠者を置く場合も、同様とする。

(改定)

第10条 本規程の制定並びに改定は、支部総会に出席した支部会員の3分の2以上の同意を得て、幹事会及び社員総会の承認を得るものとする。

施行期日 2015年3月28日より施行する。